

「富山県 農林水産部 土木工事施工管理基準」の改正概要について

1. 改正の趣旨

土木工事施工管理基準は、農林水産部所管工事の施工管理の適正化を図るため、受注者が実施する施工管理の基準を定めたもので、昭和52年4月より施行されている。

現基準は、平成25年7月に改正されたものであるが、平成26年度において農村振興局及び林野庁において管理基準の一部改正が行われたため、それに併せて農林水産部土木工事施工管理基準を一部改正するものである。

(1) 土木工事施工管理基準

施工管理書類の提示及び提出について、隨時から請求時に見直し

(2) 直接測定による出来形管理

〔全般〕

資材名称・工種名称の修正

JISコードの修正及び追加

〔管路工〕

遠心力鉄筋コンクリート管、ジョイント間隔の測定手法および規格値等を変更

ジョイント間隔測定について管種毎に注釈と略図を追加

(3) 記録撮影による出来形管理

写真解像度等の文章修正

撮影対象工種の名称修正

(4) 品質管理

①全般 資材名称・工種名称の修正

3. その他

新しい施工管理基準の施行は、平成26年7月15日を予定。また、富山県HPによる公開も併せて行うこととしている。